

令和3年教育委員会第11回臨時会会議録

開会日時 令和3年11月24日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時37分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花 高子
同職務代理者 上原 有美江
委 員 壺内 明
委 員 望月 京子
委 員 日高 芳一
委 員 青柳 豊

議場出席委員

・学校教育担当部長	菅谷 幸弘	・教育総務課長	鈴木 雄祐
・学校施設担当課長	森 孝行	・学務課長	山崎 淳
・指導室長	加藤 憲司	・教育情報担当課長	羽田 顕
・学校教育支援担当課長	大川 千章	・統括指導主事	木村 文彦
・地域教育課長	尾崎 隆夫	・放課後支援課長	高橋 裕之
・生涯学習課長	加納 清幸	・生涯スポーツ課長	柿澤 幹夫
・中央図書館長	尾形 保男		

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花 高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花 高子 委員 上原 有美江 委員 壺内 明
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和3年教育委員会第11回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、上原委員と壺内委員にお願いをいたします。

まず本日、1名の傍聴の申し出がありました。本日の議案第35号から第37号までにつきましては、議会の議案に関する案件のため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** それでは、議案第35号から第37号までにつきましては、非公開といたします。

それでは議事に入ります。本日は議案等が4件、報告事項等が8件でございます。

始めに議案等の審議に入ります。議案第35号「令和3年度葛飾区一般会計補正予算(第6号・教育費)に関する意見聴取」を上程します。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、議案第35号「令和3年度葛飾区一般会計補正予算(第6号・教育費)に関する意見聴取」についてご説明をさせていただきます。

まず「提案理由」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められたものでございます。

なお、次の議案第36号につきましても理由は同じとなりますので、ご説明は割愛させていただきます。

別添の予算案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

それでは、別添予算案の8ページをご覧くださいと思います。

こちら、運動場等整備経費の奥戸総合スポーツセンター改修経費でございまして、少年野球場に隣接する清掃施設の再編成に伴いまして整備いたします少年野球場の改修設計委託費でございます。

金額は770万円の計上で、債務負担行為を設定してございます。1枚おめくりいただきまして、裏面の表の下段にございますように、今年度の770万円に加えまして、令和4年度までに1,800万円を限度額として債務負担を設定してございます。総額2,570万円となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第35号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第35号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 36 号「葛飾区立西小菅小学校給食用厨房機器の買入れに関する意見聴取」を上程します。

学務課長。

○学務課長 それでは、議案第 36 号「葛飾区立西小菅小学校給食用厨房機器の買入れに関する意見聴取」について説明を申し上げます。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

1 枚おめくりいただきまして、2 枚目に提出議案を添付してございます。

内容につきましては、さらに1 枚おめくりいただきまして、3 枚目の参考資料をご覧ください。

本件は西小菅小学校の改築に併せまして、物品を買い入れるものでございます。

1 の「買入れ物件」でございます。学校給食用厨房機器、103 点を購入いたします。

103 点の内訳でございますけれども、1 枚おめくりいただきまして、A 4 版横の資料、別紙 1 「買入れ機器」をご覧ください。

検収室、食品庫、下処理室等の各部屋に食器食缶洗浄機、真空冷却機、スチームコンベクションオープンなど 103 点の機器を購入いたします。配置につきましては最後に添付してございます A 4 版横の資料、別紙 2 の「厨房機器配置図」のとおりとなっております。

参考資料の 1 枚目にお戻りください。2 の「買入れの方法」は制限付一般競争入札による契約。3 の「買入れ金額」は 5,511 万円でございます。4 の「買入れの相手」は、板橋区の株式会社和田製作所でございます。5 の「納期」は令和 4 年 8 月 31 日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。議案第 36 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 36 号について原案のとおり可決といたします。

次に議案第 37 号「葛飾区奥戸総合スポーツセンター野球場等建築（増築及び改修）工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程します。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 私から議案第 37 号「葛飾区奥戸総合スポーツセンター野球場等建築（増築及び改修）工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明をいたします。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

1 枚おめくりいただきまして、2 枚目に提出議案を添付してございます。もう 1 枚おめくりいただき、3 枚目の参考資料でご説明をさせていただければと思います。

本件につきましては、奥戸総合スポーツセンター野球場の増築及び改修とエイトホールの一部

の改修の工事を行うために、下記のとおり工事請負契約を締結するものでございます。

1の「工事件名」につきましては「葛飾区奥戸総合スポーツセンター野球場等建築（増築及び改修）工事」。2の「工事箇所」は、葛飾区高砂一丁目2番1号です。3の「契約方法」は、施行能力審査型総合評価一般競争入札による契約でございます。4の「契約金額」は、5億4,967万円でございます。5の「契約相手」につきましては、東京都葛飾区奥戸二丁目40番6号、大翔建設株式会社でございます。6の「工期」は、契約締結日の翌日から令和4年8月31日となっております。

裏面をご覧ください。参考といたしまして、工事の内容を記載してございます。

野球場につきましては、バリアフリースイアの設置。外壁改修（塗装）工事。スコアボード改修ほかがございます。

エイトホールにつきましては、環状7号線側の出入口2カ所のひさしの設置の工事を行います。

こちらもご参考に、案内図と平面図を添付させていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

ご説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。議案第37号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**教育長** 異議なしと認め、議案第37号について原案のとおり可決といたします。

それでは、非公開とした案件が終了いたしましたので、事務局は傍聴人の方にお入りいただきてください。

（傍聴人 入場）

○**教育長** 教育長から、傍聴人に申し上げます。葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定により、傍聴人は次の事項を守ってください。

- 1 傍聴人は委員会の中では発言できません。
- 2 傍聴人は静粛を旨とし、委員の言論に対して拍手など賛否を表すようなことはおやめください。
- 3 傍聴人は写真撮影、録画、録音を行わないでください。なお、携帯電話の電源はお切りください。
- 4 傍聴人はその他会議の妨げとなるような行為はしないでください。

なお、傍聴人にこれらの規則等に反する行為があった場合は退席していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第38号「『今後の水泳指導の実施方法に関する方針』の実施計画」を上程し

ます。

学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 議案第 38 号「『今後の水泳指導の実施方法に関する方針』の実施計画」について説明いたします。

提案理由といたしましては、「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の実施計画を策定する必要があるため、本案を提出するものでございます。

本件につきましては、先般、8月27日の教育委員会にて「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の実施計画案についてご報告させていただき、9月13日の文教委員会においても同案を庶務報告いたしました。

本件の内容につきましては、別添の「『今後の水泳指導の実施方法に関する方針』の実施計画」のとおり、方針に基づく学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導への今後の移行や区内全体の受入れ体制等を実施計画として定めるものでございますが、先に報告いたしました案から一部変更しておりますので、変更点等を中心にご説明いたします。

本件に関する資料の最後に添付しております、参考資料「『今後の水泳指導の実施方法に関する方針』の実施計画について」をご覧ください。

まず、3の「これまでの経緯及び今後のスケジュール」でございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、本年8月の教育委員会及び9月の文教委員会において実施計画（案）の報告をさせていただきました。

その後、10月5日号の広報かつしかの1面で、今後の水泳指導の実施方法に関する方針の内容を掲載し、広く区民の皆様にご内容を知っていただけるようにいたしました。

今後につきましては、本日、教育委員の皆様にご本計画をご審議いただき、ご承認をいただければ、12月の文教委員会にて本計画を策定しましたことを庶務報告させていただく予定でございます。

次に、4の「令和3年8月27日教育委員会報告『今後の水泳指導の実施方法に関する方針の実施計画（案）』からの変更点」についてでございますが、こちらにつきましては、本計画資料の別表1「『今後の水泳指導の実施方法に関する方針』の移行計画について」の内容の一部を変更しているものでございます。恐れ入りますが資料2枚ほどお戻りいただき、A3で右上に別表1とあります「『今後の水泳指導の実施方法に関する方針』の移行計画」の資料をご覧ください。

こちらの資料の中段にあります、2「改築校以外の小学校の学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導への移行計画」でございますが、「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」が、子どもたちの水泳指導の充実を図るために策定をしたものでありますので、改築校以外の学校につきましても、できる限り早く学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導へ移行していくものとし、令和10年度までに改築校と改築校以外の学校合わせて40校の移行を想定して、今後の各年

度の移行する学校想定数を示しておりますが、この内容に一部変更がありますので、変更理由などを説明させていただきます。

改築校以外の小学校の学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導への移行につきまして、来年度、令和4年度に移行する学校数は、案の段階では5校を計画としておりましたが、具体的に学校や屋内温水プール事業者と協議を進める中で、6校の移行が見込まれることとなり、来年度の予算計上に向けて改築校以外の学校を6校として学校との調整や、屋内温水プール事業者からの見積り取得など、具体的な準備を進めておりますので、5校から6校へと変更をしたものでございます。

これに伴い、本計画の最終年度の令和10年度の改築校以外の学校の移行想定数につきまして、5校としておりましたところ、4校に変更しております。

なお、計画案で示しておりました令和10年度時点の改築校と改築校以外の学校の移行想定数を40校としていることや、金町公園プールを屋内温水プールへと改修する検討を進めていること、区内の二つの総合スポーツセンターと10の民間の屋内温水プール事業者の受入れ学校数を2校程度と想定し、既存の屋内温水プール施設全体では20校程度の受入れを想定していることなど、その他の計画内容に関しましては、先にご報告しました計画案からの変更はございません。

また、本資料の1の「改築する小学校の学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導の移行計画」の令和4年度にあります改築校として、来年度から学校外の屋内温水プールを活用しての水泳指導の実施を予定しております道上小学校と水元小学校の準備につきましても、各屋内温水プール事業者とも協議を重ね、着実に準備を進めているところでございます。

本件に関する説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** 学校プールのご説明、どうもありがとうございます。一応確認というか、質問させていただきたいところとしましては、令和4年度の学校プール改築校以外で、屋内温水プールでの水泳指導を実施する学校は6校予定ということなのですけれども、実際、希望している学校というのは、もっと多い数なのでしょうか。それともこのぐらいなのでしょうか。

○**教育長** 学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** 結論から申し上げますと、もう少し希望されている学校も多いのですが、一つの施設に2校同時に受入れをお願いしていくというのがなかなか難しく、1校ずつにしたほうが良いと考えておまして、希望されている学校のいくつかには、様々な事情等をご説明して、再来年度以降にお願いをしたいという話をしているところでございます。

○**教育長** 青柳委員。

○**青柳委員** どうもありがとうございます。ということは、基本的には学校としては民間並びに

公共施設の屋内温水プールでの水泳指導をやりたいという学校が多いということ。それに対して調整を行っているということですよ。非常に喜ばしいことだなと感じました。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 青柳委員のおっしゃるとおりでございます。私の課が施設の維持管理を担当しておりますため、修繕等で学校を訪問して学校長とも話をするのですが、やはり、計画的に水泳指導がなかなかできなくなっているという実感があつたりですとか、日焼けのことを気にされているなど、個別にお話をしていく中で、ご理解いただいたりだとか、やりたいと思つているというお話をいただくこともございます。来年度以降拡大して、しっかりとやっていくことでさらに希望する学校が増えていくのではないかと考えておりますので、金町公園プールの改修等もしっかりと計画を進めてまいります。

○教育長 よろしいですか。

○青柳委員 はい。ありがとうございました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 38 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 38 号について原案のとおり可決といたします。

以上で議案等 4 件を終わります。

続きまして、報告事項等に入ります。

それでは、報告事項等 1 「臨時代理の報告について」の報告をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、私から「臨時代理の報告について」ご説明をさせていただきます。

葛飾区教育委員会の権限委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定によりまして、緊急に処理する必要があり、委員会開催のいとまがございましたので、次のとおり教育長が事務を臨時に代理して、処理したことをご報告するものでございます。

1 の「臨時に代理して処理をした事務」でございます。別紙をご覧くださいますと、こちらに記載のとおり、教育次長の病気休暇取得に伴いまして、教育長が事務の取扱をするというものでございます。

2 の臨時に代理して処理をした日でございますが、令和 3 年 11 月 12 日でございます。

私からのご報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、以上で報告事項 1 を終わりいたします。

次に、報告事項等の2「積立基金の再編成について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは「積立基金の再編成について」をご説明いたします。

初めに、資料の1の「趣旨」をご覧ください。

現在、公共施設の整備を目的とした基金は、公共施設整備基金、まちづくり基金、住宅整備基金、学校改築や学校の大規模な改修を行う際の財源であります教育施設整備積立基金など複数設置されております。これらの積立基金につきまして、今般、公共施設の改築が進捗する中で、複合化される公共施設整備に対応することや葛飾区区民サービス向上改革プログラムに掲げた「基金の適切な運用」の取組について、基金を取り崩す際の代替として活用することにより、特別区債の発行を抑制し、財政負担の軽減を図るため、公共施設整備等の基金統合について検討するものでございます。

恐れ入ります、次ページの別紙「公共施設等の基金統合について」をご覧ください。

資料の中段にあります「統合案」及び「設置の名称・目的案」でございしますが、教育施設整備積立基金508億6,300万円のほか、3基金を公共施設等整備基金として統合し、区の公共用又は公用に供する施設の整備その他区の総合的な街づくりに要する資金に充てるというものでございます。

次にスケジュール案でございしますが、本件につきましては、12月開催の文教委員会においても庶務報告をする予定でございしますが、その後、令和4年3月に令和4年第一回定例会にて、条例案のために議案として提出し、令和4年4月の条例施行が予定されております。

本件に関する説明は以上でございします。よろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。

上原委員。

○**上原委員** これだけ大きな金額ですから、これを統合していくということでのメリット・デメリットは、どのようなことが考えられますか。

○**教育長** 学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** メリットにつきましては、先ほどもご説明させていただいたとおり、統合することによりまして、これまで区債を発行して利子を払っていたような状況が抑制されますので、その支出の解消というのが最大のメリットと考えております。

デメリットに関しましては、統合することによりまして用途が分からなくなってしまうということも言われておりますが、そこに関しましては、財政課でこれまで積み上げた基金がどのように使われていくかという進行管理をしっかりとやっていくと確認しております。学校の基金に関しましても、しっかりと改築等で活用ができるようにしていくことを財政課と確認しているところでございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 この中では、教育施設整備積立基金が一番大きく、ほかの基金は少ないではないですか。そういったところもあるので、その使われ方がどうなのかというのを計画的にしっかり、今後、一緒になったとしても見ていていただきたいなと強く思います。先ほども言ってくださったけれども、さらにそのことについてはどう考えていますか。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 繰り返しになることもございますが、これまで積み立てしました基金に関しましては、どのように使われるか、こちらとしてもそれを確認していきますし、今後の積立に関しましても、財政課と協議しながら、学校改築等がしっかりやっていけるようにしていきたいと考えております。

○教育長 上原委員。

○上原委員 今まで、教育委員会でやっていたことが、財政課と一緒にやっていくということなのだけでも、ただ任せるのではなく、その辺のところはしっかりとチェックをしていくというか、きちんと考えていただければいいかなと思います。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 補足させていただきます。財政課から確認しておりますのは、これまでの基金のそれぞれの内容というのを、今後、予算の議会資料等にも盛り込み、明示していくということも聞いてございますので、そういった中で、客観的にも内容が分かるようなところは担保できるのかなと考えております。

○上原委員 分かりました。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 今、上原委員からもありましたが、これは心配の声なのです。確かに特別区債の発行を抑制するという一つの利点があるし、そして利子を払わずとも、総合して有効に金を使えばいいではないかという、それが統合の意味であろうと思うのです。

それは大変理解できるのですけれども、教育の施設・設備費というのは508億円という大きな金額です。全体で800数十億円なのに、そのうち508億円が教育施設整備積立基金だという。こういうふうに見ていくと、この確保が十分にできるのだろうかという心配はなかなか消えないと思います。

先ほど、そういう調整はきちんとしていくという説明はありましたけれども、そのチェック機能というのは、やっておく必要がある。学校施設というのはだんだん古くなっていくわけで、当然、施設の改修等、あるいは改築というような計画は今後続いていくわけですから、その資金の確保は、きちんとできるようにぜひお願いをしたい。特に回答は結構ですけれども、ぜひそうい

うことも会議の中で、常に意識をしてやっていたいただければありがたいなと思います。

○**教育長** ご要望ということでありがとうございます。ほかにはございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の2を終了といたします。

次に報告事項等の3「就学援助の誤認定による誤支給について」の報告をお願いします。

学務課長。

○**学務課長** それでは「就学援助の誤認定による誤支給について」、お手元の資料に基づきまして、説明を申し上げます。

1の「概要」でございます。経済的理由によりまして就学困難と認められる児童又は生徒の保護者等に対しまして、本区が必要な援助を行う就学援助におきまして、平成30年9月から学務システムの設定に誤りがあったために、就学援助の認定要件に該当するかの判定が正しく行われず、誤認定による誤支給があったことが判明いたしました。

具体的には、令和3年度の就学援助を申請された区民の方から、本年7月にお問い合わせを頂き、調査した結果、システムの設定に誤りがあることが判明したものでございます。

2の「システム構築の概要」でございます。契約の件名は「学務システム構築委託」でございます。契約年月日は平成29年5月18日。履行期間は契約日の翌日から平成31年1月31日までで、受託者は「株式会社ワイイーシーソリューションズ」でございます。

3の「原因」でございます。就学援助におきましては、申請時に児童扶養手当の支給があることを「準要保護（一般）」の認定要件の一つとしてございます。ここで、3ページの別紙「就学援助の区分及び認定要件」の表をご覧ください。表の左側には、三つの区分と、右側には各区分の認定要件をまとめてございます。区分の上から二つ目の準要保護（一般）の区分の認定要件につきましましては、右側の次のいずれかに該当することとしておりまして、その内の一つに2の児童扶養手当の支給を受けていることが定められているわけでございます。

1ページにお戻りください。3「原因」の本文2行目の右でございます。この要件の確認に当たりましては、従前、学務課の職員が児童システムのオンライン画面を見まして、手当の支給の有無を確認していたところでございます。平成30年度の学務システムの更新の際に、手当の支給を受けているもののデータを児童システムから学務システムに職員を介さずに取得する連携の仕組みを追加することで、就学援助の認定要件を判定するシステムとしたものでございます。

まず（1）の構築時の原因でございます。児童扶養手当の申請事務におきましては、手当の申請者がひとり親であること、あるいはお子様に障害があることなど、いわゆる手当の支給要件に該当する場合に認定という扱いを満たしまして、児童システムに登録しておりますけれども、認定したのちに所得が超過しているなどの理由で手当の支給を受けられない場合がございます。

しかし、児童システムとの連携に使用するデータを決定する際に、職員が児童システムに精通

していなかったために、認定として登録されたデータで、手当の支給を受けているものを確認できるものと認識しておりまして、そのデータの提供を受けた学務システムの構築事業者は当該データを使用した連携の仕組みを開発したわけでございます。

しかし、児童システムから提供されたデータは手当の支給を受けているもののデータのほか、就学援助の認定要件とはならない手当の支給を受けていないもののデータを含むものであったわけでございます。

次に、(2)の「検証時」の原因でございます。連携の仕組みを検証する際に、手当の支給を受けているもののデータが、学務システムに取得されているか確認をいたしました。手当の支給を受けていないもののデータが含まれていることを職員が想定していなかったために、誤ったデータが取得されていないか、確認をいたしませんでした。

そのため、手当の支給を受けていないもののデータが含まれていることを発見できないままに、連携の仕組みを運用してしまったわけでございます。

以上のことから手当の支給を受けていない就学援助の申請者についても、手当の支給を受けているとシステムが判定し、準要保護（一般）の対象者と認定したために、誤認定による誤支給が生じたものでございます。

4の「平成30年9月から令和3年度までの誤支給額の内訳」でございます。

(1)の誤認定者数は176人で、(2)の誤支給額は2,054万4,782円でございます。各年度の内訳は記載のとおりでございます。

なお、令和3年度につきましては、就学援助の支給前に認定の取消し、あるいは認定区分の変更を行ったために誤支給はございません。

5の「これまでの対応及び今後の対応」についてでございます。令和3年度の誤認定者に対しましては、事案の発覚時に既に認定に関する通知書を送付済みであったために、1回目の支給を行う前に、認定の取消しまたは認定区分の変更に係る通知書等を送付するとともに、併せまして電話での問い合わせ対応を行わせていただきました。

平成30年9月から令和2年度末までの誤認定者には、認定の取消しまたは認定区分の変更に係る通知書等々併せまして、返納のための納入通知書を送付いたしたいと考えてございます。

また返納額が高額になる方には、直接訪問させていただきまして、謝罪を行うとともに返納のお願いをしてまいりたいと考えているところでございます。

6の「再発防止策」でございます。システム構築時の要件定義の確認及び連携の仕組みを開発したときの確認に問題があったわけでございます。そのため、当事者間におきまして、用語の意味を統一するなど、開発や成果物における要件定義の確認を徹底するとともに、様々なパターンで検証を実施することで、システムが生成する結果が妥当であることを確認するなど、学務システム構築後に対策が強化されております最新版の葛飾区システム構築ガイドラインに沿いまして、

構築確認作業を行い、構築時、検証時の誤りを漏れなく発見していくよう対応してまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 私といたしましても、このような事案が発生しましたことにつきましては、大変申し訳なく感じているところでございます。

それでは、ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いしたいと思います。

上原委員。

○上原委員 返納額が高額になる方は、直接訪問して謝罪をするということなのですか。何人ぐらいいらっしゃるのですか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 まず高額という金額の定義でございますけれども、平成 30 年の国民健康保険システムの誤りによる誤支給の事案、その対応の際に 30 万円以上の返納額となったご家庭に対しまして訪問させていただいた事例がございます。

私どもといたしましては、これと同様に 30 万円以上ということで、11 世帯に対しまして直接訪問させていただきたいと考えているところでございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 そうしますと、まだ伺ってはいないのですか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 文教委員会にご報告をさせていただきまして、その後に区民の皆様への対応を開始したいと考えているところでございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 そうしますと、まだ書類等も送ってはいないわけですね。

今、コロナ禍ですからこういうときに非常に厳しいご家庭もあるのではないかと思います。ですから、その際には、本当に丁寧をお願いをしていただきたいなと思います。

また、悪いのはこちら側であるわけですから、返金額等についても無理のないように考えていただきたいなと思います。中には、令和 3 年度ももらえるのではないかと、当てにしているケースもあると思うのです。それがまず無くなったということと、そして返してくださいということは、非常に重荷になる可能性もあるので、その辺りのことを柔軟にやっていただければと思いますが、いかがですか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 委員からご指摘を頂きましたように、コロナ禍という社会状況の中、経済的にも大変厳しい状況と認識しております。

私どもといたしましても、丁寧に対応するという事を考えておりますが、委員のご指摘を踏

まえ、対応してまいりたいと考えております。

○**教育長** ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の3を終了といたします。

次に報告事項等の4「令和3年度葛飾区読書感想文コンクールの実施結果について」の報告をお願いします。

指導室長。

○**指導室長** 「令和3年度葛飾区読書感想文コンクールの実施結果について」ご報告をいたします。

例年この時期にご報告差し上げているものでございまして、このコンクールですが、平成17年から実施しており、現在17年目の取組でございます。

まず小学校の部の入賞作品でございますが、小学校低学年の部、中学年の部、高学年の部について、記載のとおり最優秀賞、優秀賞、佳作の作品が決まりました。

応募状況につきましては、下にありますとおり、全体で1万5,323作品でございます。

その中から、第1次推薦として274作品。そして、今回の結果に至ったという形でございます。

裏面になりますが、中学校の部の入賞作品でございます。最優秀賞1点、優秀賞4点、佳作が5点でございます。

応募状況でございますが、応募総数4,756作品。第1次推薦として65作品を選び、その中で上記のとおり結果となりました。

その他でございます。小学校各部の最優秀・優秀・佳作作品及び中学校の部の最優秀・優秀作品については、「青少年読書感想文全国コンクール」へ推薦するため、今後、都の審査会へ提出をしております。

「広報かつしか（1月15日号予定）」と「かつしかのきょういく（1月発行予定）」に氏名等を掲載し、区民への周知を図ってまいります。

なお、最優秀賞、各部門の1名ずつでございます。そして、優秀賞、小学校6名、中学校4名につきましては、表彰式を実施予定でございます。

例年1月に実施しており、昨年度は新型コロナウイルス感染症の関係で中止をいたしましたが、現在のところ実施予定で計画をしております。

報告は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

日高委員。

○**日高委員** 1点だけ。17年間もこれを継続しているということは、継続は力なりで、まさにそういう姿であろうと思います。各学校が協力し合って、このコロナ禍でも、何千点もの作品を出すというのは大変な努力であっただろうし、各学校も取組が非常に積極的だと思いま

す。

ぜひ、今後ともこれが継続できますように。そして都の大会に出されて、その結果、また全国大会へと、こういうことにもなろうと思いますので、大いに期待をしたいと思います。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の4を終わりといたします。

次に報告事項等の5「令和2年度葛飾区における児童・生徒の暴力行為、いじめ及び不登校の状況について」の報告をお願いします。

学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** それでは、私から「令和2年度葛飾区における児童・生徒の暴力行為、いじめ及び不登校の状況について」ご報告をさせていただきます。

こちらにつきましては、教育現場における生活指導上の取組の充実を図るため、本区の区立学校における児童・生徒の暴力行為、いじめ及び不登校の実態を把握したものでございます。

2番の「定義」につきましては、3点ございます。まず(1)の「暴力行為」につきましては、児童・生徒が、故意に有形力を加える行為のことを指します。「対教師暴力」(教師に限らず学校職員も含む)、また「児童・生徒間の暴力」(何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る)、「対人暴力」(対教師暴力、児童・生徒間暴力の対象者を除いたもの)、「器物損壊」のいずれかに該当するものを指します。

(2)の「いじめ」につきましては、児童・生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

なお、発生した場所は学校の内外を問わない状況でございます。

また、(3)の「不登校」につきましては、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあり、年間30日以上欠席したものを指します。ただし、病気、経済的理由については除かれます。

続いて、本区の状況についてのご報告でございます。こちらのデータにつきましては、保田しおさい学校は小学校の内容として含まれてございます。

まず暴力行為の状況でございます。暴力行為の発生件数は、小学校が28件。前年度と比較して21件減少いたしました。中学校は76件で、前年度と比較して21件の減少。小学校は平成30年度から元年度にかけて増加しておりましたが、令和2年度は減少いたしました。中学校は平成30年度から減少傾向でございます。

続きまして、いじめの状況でございます。いじめの認知件数につきましては、小学校で472件で、前年度と比較すると210件の減少でございます。中学校は154件で、前年度と比較して6件、減少いたしました。

小学校のいじめの解消率でございますが、70.9%であり、前年度と比較して1.1ポイントの減少でございます。中学校のいじめの解消率は75.9%で、前年度と比較して0.9ポイントの増加でございます。

続きまして、不登校の状況でございます。不登校の児童・生徒数につきましては、小学校は196人で、前年度と比較して45人、増加いたしました。中学校では433人で、前年度と比較して48人の増加でございます。

小学校の不登校出現率は0.95%で、前年度と比較して0.22ポイント増加いたしました。中学校の不登校出現率は5.02%であり、前年度と比較して0.47ポイントの増加でございます。小学校の出現率は平成30年度から連続して増加しており、中学校につきましては平成30年度の4.62%から令和元年度の4.55%と減少いたしましたが、増加に転じてございます。

続きまして、不登校児童・生徒の内、学校へ復帰した児童・生徒数につきましては、小学校については44人。前年度と比較して15人増加いたしました。中学校は139人で、前年度と比較して85人の増加でございます。

不登校児童・生徒の学校復帰率は、小学校においては22.4%で、前年度と比較して3.2ポイントの増加。中学校は復帰率が32.1%であり、前年度と比較して18.1ポイントの増加となりました。

「今後の対応」につきましては、ご報告いたします。まず暴力行為につきましては、まず学校だけで解決が困難な状況が発生した場合、学校に生活指導サポートチーム指導員、いわゆる警察OBでございますが、そちらを派遣いたしまして、学校、関係機関等が連携して適切に対応できるよう支援し、問題の早期解決に取り組んでまいります。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携した相談支援体制の一層の充実を図ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による休校期間がございました。その際、暴力行為全体の件数は減少してございますが、小学校の内部を見ますと、児童・生徒間暴力の件数はやや増えた状況でございました。

今後も引き続き、道徳教育の充実を図るとともに、関係機関と連携して課題のある児童・生徒の指導を引き続き行ってまいります。

続きまして、いじめについてでございます。本年度に発行いたしました「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応のスタンダード」を、全教職員へさらに周知と徹底を図ってまいります。

また、教職員がいじめの疑いに気付き、いじめの兆候を発見した際は、学校いじめ対策委員会を通じて、迅速に全教職員で情報を共有して、いじめの事案に対して、組織的な未然防止・早期発見・早期対応を行うように進めてまいります。

また、いじめ防止対策推進条例に基づいて設置した、「葛飾区教育委員会いじめ問題対策連絡協議会」を活用いたしまして、関係機関との連携を推進してまいります。

また、児童・生徒が「いじめは絶対に許されない行為である」ということを理解した上で行動できるようするために、葛飾区いじめ防止リーフレットを活用した取組も推進してまいります。

また、学校がいじめの解消まで組織的に対応して、教育委員会へ迅速な報告が行われますよう学校内の管理体制の徹底を図ってまいります。

さらに、総合教育センターに配置したスクールロイヤーを活用して、複雑化するいじめの問題等に学校が迅速かつ適切に対応するための支援を行ってまいります。

続きまして、不登校についてでございます。各学校において、不登校児童・生徒一人一人の状況の把握が必要でございます。個々の状況に応じた支援を進めてまいります。

また、各学校に配置しましたスクールカウンセラーを積極的に活用するとともに、スクールソーシャルワーカーを家庭に派遣するなど、関係機関と連携して問題の解決に取り組んでまいります。

また、登校できるものの教室に入ることができない児童・生徒を支援する校内適応教室を、不登校の児童・生徒の多い学校に段階的に設置してまいります。

総合教育センターに配置した教員経験者と心理専門員が、学校訪問させていただいております。その際、不登校やその傾向にある児童・生徒の状況把握を行い、ふれあいスクール明石との連携強化に努めるとともに、個々の状況に応じた支援策を、学校と協議して早期解決に取り組んでまいります。

また、校内適応教室設置校では、今まで登校できなかった児童・生徒が登校できるようになってきている一方で、継続して登校することが難しい児童・生徒が多く見受けられます。そこで、見立て（アセスメント）の精度をさらに高めて、個々の状況に応じた支援を行い、継続して登校できるように取り組んでまいります。

また、最後に1人1台タブレット端末を活用することによって、不登校児童・生徒が授業参加、また学習を行うことができるように取り組んでまいります。

ご説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

壺内委員。

○**壺内委員** 報告、ありがとうございます。暴力行為あるいはいじめ等について、全国的に、特に小学校の暴力行為は増えているのです。そういう中で、本区は減少傾向にあるということは、とても嬉しいニュースで、本当に学校が、校長先生方のリーダーシップのもと、非常に頑張っているなと思います。ぜひ学校にも「よくやっている」ということで、教育委員会でやってほしいなと思うと同時に、問題は小・中学校のいじめの解消率なのです。

全国的にそうなのですが、この終息の解消率が「これではまだまだだな」という感じが、この数字からも恐らく出ていると思います。ぜひ、手を抜かず、最後の最後まで地域あるいは家庭と連携しながら、やってほしいということを切にお願いしたいと思っております。

不登校対策につきましても、30 日以上欠席ということですが、学校も頑張っていると思います。そういう中で、ぜひせつかく予算がついておりますスクールロイヤーを始め、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等々、十分に活用しながら各学校、減少に全力を尽くしてほしいと願っております。

○**教育長** ご要望ということで、ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

望月委員。

○**望月委員** 説明、ありがとうございました。この暴力行為、いじめ、不登校というのは各学校によっても本当に大変な事例がたくさんあると思います。また、それに対応する学校の努力というの、先生方一人とっても、皆さん頑張ってやってくださっていると思いますが、もっと頑張っていたきたいなというのがまず一つあります。

それとお伺いしたいのが、不登校の中で、ヤングケアラーというのが、テレビ等でもいろいろと取り上げられておりますが、葛飾区の中では、このヤングケアラーが増えているのか、それとも少し落ち着いているのかが分かれば、お話聞かせていただければと思います。

○**教育長** 学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** このデータの中で、ヤングケアラーに特化して調査をするという項目がございませんでしたので、数目としてはっきりは出せませんが、学校の個々の事案の中で、該当するケースというのは、ある程度認識しているところでございます。

やはり不登校の状態に陥っていたり、あるいは子ども総合センターと関連していたりということで、そういうご家庭に事情があって登校できないというところは、学校もなかなか探っていくことが難しい事案もございますので、はっきりと数として出せるようになるのはもうしばらく時間がかかるかとは思いますが、なるべくそういう子どもたちを救えるようにしていきたいと考えております。

○**教育長** よろしいでしょうか。

○**望月委員** はい。よろしく申し上げます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

日高委員。

○**日高委員** ありがとうございます。大変ご苦労が多いなと思います。特に、総合教育センターなどではこの対応に追われているのではないかと思います。一つ教えていただきたいのは、対教師暴力がどれぐらい発生しているか、実数というのはわかりますか。

○**教育長** 学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** こちらについては、数の把握はしてございます。対教師暴力につきましては、小学校については発生件数が2件でございます。中学校につきましては、7件となっております。

○**教育長** 日高委員。

○**日高委員** ありがとうございます。これは非常に課題が多くて、対教師暴力が行われるということは、教員との信頼関係が失われてしまうのです。教育の成立が非常に深刻になってしまう。ですから、この辺りは重視をして、その解決策をぜひ考えていただきたいということもお願いしたいと思います。

さらに、不登校は多いです。多いという認識を共通に持つ必要があるのではないのでしょうか。

例えば、中学校の平成30年の393名。そして令和2年の433名。これは一つの学校ができる人数です。これをどうやって少なくしようかということで、実は、私もこういう経験があります。頼りになったのは、総合教育センターのベテランの先生方が関わってくれたり、家庭への働きかけであったり、こうしたことが非常に功を奏したと思っています。

そういうことを、今後も続けていただくことと、増加の傾向にあるという危機感というのは、お互いに共通に理解をシェアしたいなと思います。

ただ、いいことは、不登校の子どもたちが改善されて復帰しているという率。これは、小・中学校ともに非常に高くなっているのです。これは働きかけの成果であると、こんなふうに評価もできますし、大変嬉しいなと思います。

先ほど壺内委員からもお話がありましたように、ぜひ、今後ともそういういろいろな人材を派遣させて対応を図られたい。それから関係諸機関との連携ということで、警察OBを活用したりなど、いろいろな手立てを立てています。そういうものは、機能の方向をぜひ見出していきたいなとお願いしたいと思います。

○**教育長** 上原委員。

○**上原委員** ご説明ありがとうございます。大変苦勞されているなというのが、よく分かります。ただ、私は1点、子どもの立場からものを考えてほしいと思うのです。

児童・生徒にしてみると、学校が全てなのです。大人になれば、もっといろいろな生き方もあるとか、そういうことも分かるのですけれども、児童・生徒のときは、学校と家庭しかないのです。それが、学校に行けないというのは、自分自身に対する自信を失うのですよね。

スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの方に、ぜひともお願いしたいのは、その子のいいところ、興味のあるところとか、そういうのを見いだしてあげて、そしてそれを自信につなげてあげる。好きなものや得意なことというのは、それが褒められたりすれば、どんどん自信がつくのです。そうすると表に出てみようという気持ちになる。

しかし、そうではなく、ただ上から「こうだよ」と言われるだけだと、そこまで自信がつかない

いから表に出られないというところがあるので、ぜひとも子どもに自信をつけさせる、それを見いだす。かえって学校の先生よりも、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーのほうが、違う観点で見てくれるのではないかなという気がします。そういったところも、うまく活用して、ぜひともその不登校になった子のいいところを見いだすというやり方も考えていただければと思うのですが、いかがですか。

○教育長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 お話、ありがとうございます。私たちもまた気持ちを改めて子どもたちに支援をしていきたいなと思ったところなのですが。

今年度の特徴といたしましては、生活リズムが崩れてしまって、休校中の間にゲームをしてしまうということが関連してなかなか登校できないとか、あるいは家庭にかかる状況がこれまでと違ってテレワークになってしまったりとか、そういった状況で家庭の中で両親とともにトラブルになってしまうというような傾向が、国においても都においても、また葛飾区においても同様にその増加傾向が著しい状況になってございます。

総合教育センターのスクールソーシャルワーカーは6人いるのですが、今年度の特徴として、最も連携数が多かったのが、児童相談所あるいは子ども総合センターで、休校中も活動していたのですけれども。実際はそうやって家庭の状況を確認しながら進めていかないとお子さんの状況も見えないというような状況での支援でございました。

そういったところを、学校と、特にスクールカウンセラーとの連携も今年度多い状況でございましたので、そういった専門家同士も含めて連携しながら子どものよさを認めてあげられるようにしていきたいと考えております。

○教育長 上原委員。

○上原委員 私は、ゲームが全て悪いとは思っていないのです。逆に言うと、ゲームをやらせることによって、その子が得意な分野というのが出てくるのです。例えばシューティングゲームが得意とか、いろいろ積み上げていくストーリー性のあるものが好きだとか。そういう中で、1日のリズムを変えていくのももちろんなのだけれども、本人がどういうことが好きなのかというのも、ただゲームが悪いとしないで、ゲームの中からでもよさを見つけてあげることができるのです。そういったことにさらに努力をしていただきたいと思います。

本当に頑張っていらっしゃることはよく分かります。コロナ禍で、大人だっておかしくなってくるのに、ましてや、家でみんなテレワークしていたら、それだけでけんかの原因になりますから。そういったことも含めて、先ほど言ったように1日のリズムが乱れるということもあるけれども、逆にそういう中からでもよさを探してあげてほしいという要望です。

よろしくお願いします。

○教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもって報告事項等の5については終了といたします。

次に報告事項等の6「損害賠償請求事件の判決について」の報告をお願いします。

学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 それでは、私から「損害賠償請求事件の判決について」のご報告をさせていただきます。

資料をご覧ください。次のとおり、損害賠償請求事件の判決があったため報告するものでございます。

まず1番「原告の主張」でございます。原告の子が受けた損害について、被告が平成27年8月17日付けの書面によりこれを否定する虚偽の回答をし、その後原告が説明を求めても一切応じなかったため、原告は精神的苦痛を被った。また、被告が東京都教育委員会や警察署等の関係機関に対し虚偽の回答をしたことにより、関係機関から適切な対応をしてもらえず、精神的苦痛を被った、というものでございます。

2番の「訴訟の内容」でございます。(1)の「事件名」、(3)「原告」につきましては、記載のとおりでございます。

(2)番、「裁判所」につきましては東京地方裁判所。

(4)「被告」については葛飾区でございます。

(5)「請求の趣旨」でございます。ア、被告は原告に対し、金300万円及びこれに対する訴訟送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。イ、訴訟費用は、被告の負担とする、との判決及び仮執行宣言を求め、とのことでございます。

(6)「判決の趣旨」でございます。ア、原告の請求を棄却する。イ、訴訟費用は原告の負担とする。

(7)「判決の理由」でございます。ア、原告は、原告の子が受けた損害について、被告がこれを否定する虚偽の回答を文書(以下「本件文書」という。)でした後、原告がこれに関して説明を求めても一切応じなかった旨主張するが、本件文書による回答ないしその交付自体については消滅時効が完成している。また、被告が、原告に対して本件文書を交付するまでの間に、原告から度重なる説明要求等に応じ、面接等や関係文書の開示などをしてきた経緯を踏まえれば、被告が本件文書の交付をもって、原告への対応を終了したことは相当であって、これが違法ないし不当であるとは認められない。

イ、原告は、被告が関係機関に対して虚偽の回答をしたことにより、東京都教育委員会や警察署関係機関から適切な対応をしてもらえなかった旨主張するが、これらの機関による対応は、その性質上、各機関の判断に基づくものと推認され、被告による回答との間に相当因果関係があると認めるに足りる証拠はないから、原告の主張は採用できない。

ウ、従って被告の対応等が国家賠償法上違法であるとは認められない、とのことでございます。

3 「事件の経過」につきましては、（1）令和2年5月20日、訴えの提起。

（2）令和2年8月17日、通常手続移行申述及び東京地方裁判所への移送申立て。

（3）令和2年9月7日、移送決定。

（4）令和2年12月16日、訴えの変更申立書提出。

（5）令和3年1月15日、第1回口頭弁論期日。

（6）令和3年3月26日、第2回口頭弁論期日。

（7）令和3年5月28日、第3回口頭弁論期日。

（8）令和3年7月9日、第4回口頭弁論期日。

（9）令和3年10月1日、判決言渡し、ございました。

4 「その他」につきましては、以下のとおりでございます。本件事件については、1回の期日で審理を終えて判決をすることを原則とする少額訴訟として、請求金額を60万円として訴訟提起がなされたが、区は、本件事件を速やかに審理することが困難であるとし、通常手続による審理を求める申出及び東京地方裁判所への移送申立てを行った。その後原告が請求金額を300万円に拡張する訴えの変更申立てを行ったものでございます。

ご報告は、以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の6を終わりといたします。

次に7「葛飾柴又の文化的景観整備計画（素案）について」の報告をお願いします。

生涯学習課長。

○**生涯学習課長** それでは、私から「葛飾柴又の文化的景観整備計画（素案）について」報告いたします。

本件は、文化的景観を保全し活用していくための整備計画の素案が、この度まとまりましたので報告するものでございます。

まず1の「目的」でございます。葛飾柴又の文化的景観整備計画は、「葛飾柴又の文化的景観保存計画」の行動計画として、建造物、街区、河川、道路などの修理・修景や生業の継続に係る支援などをはじめとした整備活用の具体的な施策を事業計画として示し、区民、事業者及び行政が一体となって、保存・活用を推進することを目的としてございます。

2の「整備計画（素案）概要」は資料1のとおり。3の「整備計画（素案）」、こちらは全文になりますけれども、資料2のとおりでございます。

「整備計画（素案）」全文は全105ページにわたるものでございますので、本日は資料1の概要により報告いたします。

恐れ入ります、資料1をご覧ください。「葛飾柴又の文化的景観整備計画（素案）概要」でございます。

第1章は「整備計画の背景と目的」でございます。

1の「計画策定の背景」でございます。平成30年2月に都内で初の葛飾柴又の文化的景観として国の重要文化的景観に選定されました。その後、都市計画道路補助143号線、通称「柴又街道」でございますけれども、拡幅事業の影響や選定後の重要な構成要素の現状変更といった課題等に対応し、葛飾柴又の文化的景観の価値を保全・継承するため、整備計画を策定する必要が生じたものでございます。

2の「計画策定の目的」は先ほど申し上げたとおりでございます。

3の「計画期間」でございます。令和4年から令和13年度までの10年間としてございます。

4の「計画区域」でございますが、本資料最終ページに付けてございます図のとおりとなっております。

5の「上位計画・関連計画」といたしまして、本計画は区の基本構想・基本計画や教育委員会の教育振興基本計画（かつしか教育プラン）を上位計画といたしまして、そのほか各種の計画と関連が位置付けられているものでございます。

6の「国重要文化的景観選定の経緯」では、平成30年2月に重要文化的景観に選定されるまでの経緯を記載しているものでございます。

7の「整備計画検討体制と策定のプロセス」でございます。整備計画策定にあたりましては、学識経験者及び地元委員と構成する「葛飾柴又の文化的景観の保存・活用推進委員会」を設置し、検討を進めてまいりました。

また令和2年度に個別ヒアリングを、また今年度にワークショップを開催するとともに、住民アンケートを実施いたしまして、地元意見を整備計画策定に反映させているものでございます。

次に第2章の「重要文化的景観『葛飾柴又の文化的景観』の概要」でございます。

1では「文化的景観とは」を、2では「位置と範囲」を、3では「文化的景観の特質」をそれぞれ説明してございます。

4では「文化的景観の特徴と価値」として、葛飾柴又の文化的景観は地形及びこれに即した歴史的な土地利用の観点から、第1のリングから第3のリングの三つの空間構成に区分されること、また江戸・東京と房総・北関東という二つの流れが結節する場所としてのノード性、さらに都市・農村との両義性、参詣客を意識して変貌してきた建築・空間の流動性という三つの特徴を有するものとしてございます。

ページをおめくりください。都では景観の単位別の特徴と価値を説明してございます。

次に、第3章の「葛飾柴又の文化的景観の現状と課題」でございます。

1では「保存活用の現状」を記述してございまして、観光振興や高度地区の指定などを行った現状を記しているところでございます。

2は「整備活用に向けた課題」でございます。課題1では、「重要な構成要素を継承するため

の取組」として、帝釈天境内や参道店舗の老朽化に伴う修繕が想定されるため、相談窓口の設置や補助制度、景観を将来的に継承するためのルールの検討が必要であるとしてございます。

課題2では「地域住民の文化的景観の理解と地域内外への周知」といたしまして、古道や旧水路関連の痕跡についても、葛飾柴又の文化的景観の要素として保全する必要がある、また、由緒ある伝統行事・柴又固有の伝統文化についても貴重な資源であることを周知やPRが必要である。

課題3では「道路整備事業における影響」として、都市計画道路補助143号事業を踏まえた景観保存への取組が必要である。

課題4では「生業（商業・農業）の活性化」として、伝統的な取扱品目の対面商売、観光、農業を含む農業の生業の在り方について、地元と行政が力を合わせて取組を進めていく必要があるとしてございます。

また課題5では「災害発生時の対応についての検討」として、水害や地震などの自然災害の発生時において、日頃から備えられるような体制を築くとともに、避難等における対応策を定める必要があるとしてございます。

課題6では「農業景観の保全」として、重要な構成要素となっている旧家においては、建物の老朽化や相続、敷地利用の変化によって従来保存されてきた都市近郊農家としての姿を継承する必要がある。

課題7では「江戸川堤防からの景観の保全」として、第1のリングと第3のリングに接する江戸川河川敷からの眺望の豊かさ、及び新八水路、柴又公園、矢切の渡しをはじめとする河川敷の自然景観の豊かさを保全するとともに、文化的景観の価値と魅力のPRに努めていく必要がある。

課題8では「文化的景観を保全していくための体制の確立」といたしまして、行政における施策と併せて、地元住民を中心とした柴又地域に関わる全ての人たちが共通した認識や目標の下に活動していける指針や体制の整備を図る必要があるとし、八つの課題を記述してございます。

次に第4章「文化的景観の継承にあたっての理念と整備活用の方針」でございます。

1の「文化的景観の継承にあたっての理念」では、葛飾柴又の自然風土や生活・経済空間や文化・社会空間、住民の気質まで様々な諸相において、葛飾の地で住民が守り、伝えてきたものの価値を、国重要文化的景観の選定を契機に、全ての区民が誇りとして再認識することが重要であり、過去から長年この地域で培われてきたルールの中から、現在の柴又にとってふさわしい独自のスタイルを抽出し、実践することが大切であるということをごを理念としてございます。

2の「整備活用の目標」でございます。これまで引き継がれてきた懐かしい景観と人々の営みを再認識し、その価値を継承するため、住民と行政が手を携えて、今、何ができるかを考え、実行することを目標として定めてございます。

3の「整備活用の方針」といたしましては、(1)－1「重要な構成要素の所有者の理解と強力により保全を図る」としてございます。

(1) - 2 「帝釈天題経寺と、個性を生かしながらもルールのある参道景観を継承する」ものとしてございます。

(2) では「文化的景観の価値と魅力を周知する事業を充実させる」としてございます。

(3) では「『水』と『歩く』が一体となった景観を保全し、回遊性を向上させる」としてございます。

(4) では「道路整備事業における重要な構成要素や景観保全のための取組を進める」としてございます。

(5) では「文化的景観の活用等により、商業・農業・観光振興を推進する」としてございます。

(6) 「防災体制の強化を図る」としてございまして、(7) では「『東京の水郷』的景観を守り伝える」。

(8) では「地元住民と区の両輪でまち並み景観を守っていく体制を構築する」。

以上の方針としているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、次に第5章の「事業計画」でございます。

1の「事業の構成」は、第3章で記載した課題、第4章で記載した方針と、第5章で記載する取組の関係をフローで示してございますので、後ほど、本文40ページをご覧ください。

2の「事業の取組」としては、第4章で記載した課題を解決するための方針に基づきまして、それぞれの取組を示してございます。

まず(1) - 1では、「重要な構成要素の所有者の理解と協力により保全する」としてございまして、取組1 - ①では重要な構成の保全に取り組んでまいります。

また取組1 - ②では「文化的景観一般に関わる相談窓口の整備」をしてまいります。

また取組1 - ③では「重要な構成要素の中でも歴史的価値の高い建造物の保護」を掲げているところでございます。

(1) - 2では「帝釈天題経寺と、個性を生かしながらもルールのある参道景観を検証する」としてございまして、「参道景観保全の取組」を掲げてございます。

(2) では「文化的景観の価値と魅力を周知する事業を充実させる」とし、①として「内外に向けた普及・啓発事業」、②として「文化的景観保存活動への支援」、③として「文化的景観に係る調査・研究」、④として「柴又特有の伝統行事の継承」を掲げてございます。

次に(3)の「『水』と『歩く』が一体化した景観を保全し、回遊性を向上させる」としては、①として「柴又用水跡の活用」、②の「国分道、中通り、帝釈道の活用」を掲げてございます。

(4)の「道路整備事業における重要な構成要素や景観の保全のための取組を進める」では、①として「道路拡幅における重要な構成要素及び柴又街道の景観保全」を掲げてございます。

(5)の「文化的景観の活用等により商業・農業・観光振興を推進する」では、①では「商店

街支援の取組」、②では「農業支援の取組」、③では「観光支援の取組」を進めてまいります。

(6)の「防災体制の強化を図る」では、取組①として「災害時の対応力強化」と②といたしまして「防災意識の向上」にも努めてまいります。

(7)の「『東京の水郷』的景観を守り伝える」では、取組①「農業景観保全の取組」を、②「堤防上からの景観保全」を、③「矢切の渡しの活用」を行ってまいります。

ページをおめくりください。

また、(8)の「地元住民と区の両輪でまち並景観を守っていく体制を構築する」では、①としまして「重要な構成要素所有者が情報の共有等を図るための『(仮称)葛飾柴又の文化的景観連絡協議会』の組織化」、②といたしまして、「文化的景観をPRするサポーターの育成」を図ってまいります。

次に第6章の「事業の推進」でございます。

まず1の「推進体制の整備」といたしましては、重要文化的景観を保護しながら、整備・活用を推進するため、行政と区民や地域内の事業者が文化的景観を理解し、継承するための推進体制を築いてまいります。

2の「事業の推進体制」といたしましては、重要な構成要素の所有者、区民団体、特定非営利活動法人、地域内事業者等の事業主体となる区民との協働による事業を推進し、区はこれら事業主体への支援を行ってまいります。

また、3「国による補助制度の活用」、4「東京都による補助制度の活用」でございますけれども、「葛飾柴又の文化的景観」の保全・整備に資する文化庁や東京都の補助制度を活用して、総合的できめ細やかな事業展開を図り、有形・無形の要素が一体となった文化的景観の特性をより高めるように努めてまいります。

5の「事業スケジュール」でございますけれども、5章の取組に基づきまして、それぞれ具体的な事業を掲げ、事業内容や事業期間などについて示しております。

主な事業は、資料の下記に記載のとおりでございます。

なお、本文表中の空欄につきましては、現在、調整中となっております。正案では、お示ししたいと思っておりますのでございます。

最後に資料編を付けてございます。資料編では、下記の内容を付けてございますので、後ほどご覧おきください。

資料1の説明は以上でございます。

恐れ入ります、資料1枚目にお戻りいただきまして、4の「今後のスケジュール」でございます。今後のスケジュールでございますが、来月12月の文教委員会で本素案を同様に報告したいと思っておりますのでございます。また、年明けの2月の教育委員会並びに文教委員会では、整備計画(案)を報告したいと考えておりまして、3月の教育委員会でご決定いただければと思

ているところでございます。

私からは以上でございます。お時間を頂きましてありがとうございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の7を終わりいたします。

次に報告事項の8「令和2年度葛飾区体育施設指定管理者の外部評価結果について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○**生涯スポーツ課長** 「令和2年度葛飾区体育施設指定管理者の外部評価の結果について」、ご報告をいたします。

1の「実施理由」といたしましては、葛飾区が設置する体育施設の指定管理者業務につきまして、外部評価を実施することにより業務改善につなげ、利用者へのサービス向上を図るものでございます。

こちらの外部評価につきましては、例年6月に行われておりますが、昨年度に引き続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和3年10月に外部評価を受けることになったものでございます。

2の「葛飾区体育施設指定管理者」につきましては、住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体でございます。

3「外部評価の実施団体」につきましては、公益財団法人日本体育施設協会から評価を受けました。

4の「外部評価の結果」につきましては、(1)「外部評価認定日」は令和3年10月6日でございます。

評価点につきましては、91点で、評価得点率の最高点の90%以上となったことから、(3)のAAAの格付を頂きました。こちら7段階中最上位の格付で、経営体制及び管理運営体制が極めて安定的かつ良好な状態との評価を受けております。

(4)の外部評価の報告書につきましては、別添を付けさせていただいてございます。

別添の3ページをご覧くださいいただければと思います。評価点総括表となりますけれども、98点中91点の評価を受けております。

4ページ以降には、評価内容が記載されてございますので、後ほどご覧くださいいただければと思います。

今後もこちらの評価を維持できるように指定管理者の指導・監督に務めてまいりたいと考えてございます。

私からは以上となります。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の8を終わりといたします。

以上で本日の議事は全て終了となりますけれども、その他何かご意見・ご質問等はございますでしょうか。

望月委員。

○望月委員 来年度に向けて、小学校・中学校も学校の選択というのがあると思います。

つい最近ですが、小学校の入学に際して、ここの学校という通知が来ていると思うのですが、わくわくチャレンジ広場について1年生から始まっているところや、学校によっては3年生からであったりというのがあって、住まいは地元の学校に近いのですが、わくわくチャレンジ広場が3年生からだとなんか預ける場所がないということも含めて、隣の学校に行きたいとお子さんが言っているのですが、わくわくチャレンジ広場を新しく1年生から始めるということはできないのでしょうかという話を聞きました。

現在、1年生の子たちに関しても、地元の学校はわくわくチャレンジ広場が3年生からなので、隣の学校へ通っているというお話も何人か聞いています。

このわくわくチャレンジ広場に関して、サポーターとかリーダーなど、なかなか人材が足りないのも無理だというのは、重々分かっているのですが、やはり親としては、地元の学校に行かせたいのだけれども、子どもを預ける場所ということを含めてどうでしょうというお話がありました。

一応、地元のわくわくチャレンジ広場をやっているリーダーの方に聞いてみたのですが、気持ち的には1年生から開始したいと思っているが、なかなか人材不足などで今すぐというのは無理かも分かりませんでした。

葛飾区として、そういう子どもたちをフォローする手立てがあるのかどうか、もし分かれば聞かせていただければなと思いました。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 今、委員からご指摘がありましたわくわくチャレンジ広場ですけれども、地域教育課としましても、基本的には全校、1年生から受け入れられるような体制で進めていきたいと考えております。

ただ、地域のサポーターさんを含めて、執行体制の中で、1年生は、他学年と一緒に遊ぶというのはいいことなのですが、一方で目が行き届かなかつたりなどという不安があるということも事実でございます。

我々としても、できるかぎり1年生の拡大というところは大きな課題だと思っておりますので、引き続き1校ずつ増やしていけるように地域との調整も含めて、行っていきたいと考えてございます。

○教育長 望月委員。

○望月委員 それで、その地元の学校からこの学校という案内が来ていますけれども、来年度その隣の学校に行くというのは可能なのですか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 今、子細にお示しした資料は手持ちにはないのですが、指定校を替える場合の理由の一つとして、例えば、特色ある教育を行っているとかいったような事由も存在しているのは事実ではございます。わくわくチャレンジ広場の実施の有無というものを該当させているかどうかは、申し訳ありません、今お答え申し上げることはできません。

○教育長 個別のことは、また個別にご案内させていただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして令和3年教育委員会第11回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時37分